

諮問日：令和5年8月2日（令和5年度（個）諮問第1号）

答申日：令和6年1月24日（令和5年度（個）答申第2号）

件名：那覇地方裁判所における特定の事件に関し申出人が提出した全ての民事事件記録等閲覧・謄写票に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件に関し苦情申出人が提出した全ての民事事件記録等閲覧・謄写票（原符を除く）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、那覇地方裁判所長が、保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、那覇地方裁判所長が令和5年4月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件不開示通知書には、不開示理由や適用法条の記載がないこと及び原判断が沖縄県個人情報保護審査会の特定の答申内容と矛盾していることから、原判断が不当である。開示請求者に不服申立の便宜が与えられていない本件不開示理由は、簡潔に過ぎるものと言わざるを得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 那覇地方裁判所は、本件開示申出に係る情報は裁判事務に関する文書に記録された情報であって、保有個人情報開示手続の対象にならないことを理由に不

開示とした。

2 苦情申出人は、①本件不開示通知書には、不開示理由や適用法条の記載がないこと及び②原判断が沖縄県個人情報保護審査会の特定の答申内容と矛盾していることから、原判断が不当である旨主張する。

3 ①の主張について

取扱要綱記第4の6の(2)において、開示の申出があった保有個人情報の全部を開示しない旨の通知書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとされているところ、本件不開示通知書には、取扱要綱に沿った必要十分な不開示理由が記載されており、不備はない。

4 ②の主張について

(1) 裁判所における保有個人情報の開示手続の対象は、司法行政文書に記録されている情報に限られるところ（取扱要綱記第1の8）、本件開示申出に係る情報が記録された民事事件記録等閲覧・謄写票（原符部分を除く。）は、事件記録に編綴され民事事件記録の閲覧又は謄写の手続の際に作成される文書であるから、専ら裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらないため、本件開示申出に係る情報は、裁判所における保有個人情報の開示手続の対象とはならない。

(2) なお、苦情申出人が主張する沖縄県個人情報保護審査会の特定の答申は、裁判所における保有個人情報の開示手続とは別の手続に関するものであって、当該答申の内容と矛盾するとの主張は、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年8月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月22日 苦情申出人から意見書（同月18日付け）を收受

④ 同年12月15日 審議

⑤ 令和6年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであり、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれないとされている。

2 そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、本件開示申出に係る情報は、事件記録に編綴され民事事件記録の閲覧又は謄写の手続の際に作成される文書であるから、専ら裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらないため、本件開示申出に係る情報は、裁判所における保有個人情報の開示手続の対象とはならない。

3 苦情申出人は、本件不開示通知書には、不開示理由や適用法条の記載がない旨主張するが、本件不開示通知書には、取扱要綱に沿った必要十分な不開示理由が記載されていることが認められるから、不備はないといえる。

また、苦情申出人は、原判断が沖縄県個人情報保護審査会の特定の答申内容と矛盾している旨も主張するが、苦情申出人が提出した同答申の資料を踏まえれば、本件で問題となっている論点とは異なるものについての判断であると思料され、原判断の結論の当否を左右するものではない。

4 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子